

平成30年11月1日

# まちづくり委員会資料

## 所管事務報告

### 川崎駅周辺地区における公共空間を活用した社会実験について

**資料1** 川崎駅周辺地区における社会実験の実施に向けた基本的な考え方

**資料2** 川崎駅周辺地区における公共空間を活用した社会実験について

まちづくり局

# 川崎駅周辺地区における社会実験の実施に向けた基本的な考え方

## 1 背景・課題

### (1) 川崎駅周辺の現状と課題

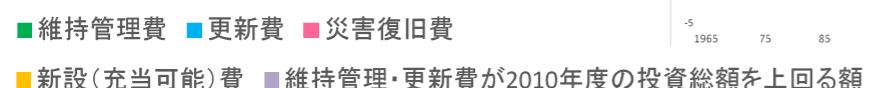
- ・川崎駅周辺地区では、平成18年4月に「川崎駅周辺総合整備計画」を策定し、東口駅前広場の再編整備をはじめ、駅周辺における民間活力を活かした土地利用の誘導等により、計画的かつ段階的なまちづくりを進めてきた。
- ・一方で東口駅前広場については整備から7年が経過し、ゴミの散乱や落書き、路上生活者の再定着、放置自転車などの不適切な使用状況が見受けられる。
- ・また近年では都市再生特別措置法の改正（H23.10）により、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、本市の玄関口として、駅周辺の公共空間を活用した、賑わい創出や商業活性などの取組が求められている。



### (2) 社会資本の老朽化の進行に伴う維持管理・更新費の増加

全国的な傾向として高度成長期に整備された社会資本が今後急速に老朽化し、維持管理・更新費の増大が見込まれている（グラフ参照）。

逼迫する財政状況のなか、適切なインフラ維持管理・更新を行っていくためには、総合的かつ戦略的なマネジメントにより効果的・効率的な施設の運営管理が必要である。



### (3) 川崎市における計画上の位置づけ

#### ①川崎市総合計画（第2期実施計画）

「政策4－5 魅力ある都市拠点を整備する」において、計画期間の主な取組として、「川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進」を行うこととしている。

#### ②かわさき資産マネジメントカルテ

「戦略3 財産の有効活用」において、「多様な効果創出に向けた財産有効活用の取組拡大」を目標に、今後、更なる広告事業の推進に取り組むこととしており、庁舎等案内板への広告面の導入など多くの事例が紹介されている。



公園内にカフェを設置した事例

道路上にカフェを設置した事例

## 2 取組の方向性

川崎駅周辺の公共空間を有効活用し、駅周辺の更なる商業活性やまちの賑わいの創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することでスパイラルアップによる川崎駅周辺地区の価値の向上を図る。



## 3 広告事業の実施

新たな取組の実施にあたっては、STEP1として、現在、現行法規内で実施可能な取組を先行的に進めたり、景観へ与える影響や広告価値などの検証を行いながら、STEP2として、平成30年度から平成31年度に、川崎市広告掲載要綱、広告掲載基準等を踏まえ、駅前広場周辺において広告塔の設置などの社会実験を実施し、歩行者の通行環境や自動車運転手へ与える影響などを検証した上で、STEP3として、平成32年度以降に本格実施に移行することを想定している。

#### STEP1：

現行法規内で実現可能な取組を先行実施

- ・北口通路西側デッキ等ネーミングライツ
- ・北口通路広告事業等

#### STEP2：(H30～H31)

駅前広場周辺での社会実験の実施

#### STEP3：(H32～)

本格実施

### ●広告塔イメージ図



# 川崎駅周辺地区における公共空間を活用した社会実験について

## 1 社会実験の概要

本年度の駅前広場周辺での社会実験について、現在、屋外広告物条例上、禁止地域である川崎駅東口駅前広場等では広告塔の設置や既存案内サインを活用した広告物の掲出を行い、禁止物件である川崎駅北口通路西側デッキでは、通路のバナーフラッグを活用した広告物の掲出を行うことを予定している。

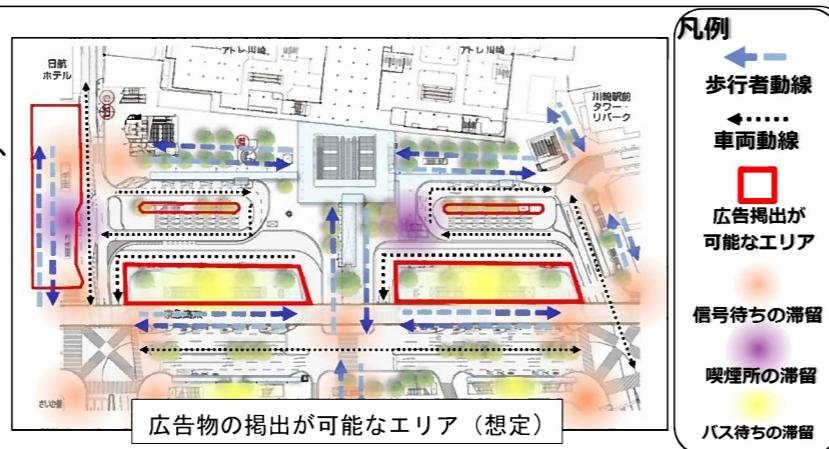
社会実験の実施にあたっては、広告物の設置位置を検討し、広告物の掲出の審査基準となる『(仮称) 川崎駅周辺地区における公共空間を活用した屋外広告物掲出ガイドライン』(以下「ガイドライン」という)や、審査体制を整備するとともに、社会実験がもたらす効果や影響を検証した上で、平成32年度の本格実施に向けて、取組を進めることとする。



対象となるエリア（想定）

## 2 東口駅前広場等における広告物の設置位置の検討

駅前広場の広告塔の設置位置は、広場を利用する歩行者や車の動線と様々な利用者の滞留等を踏まえながら、安全性や事業性などを総合的に勘案して広告物の掲出が可能なエリアを選定し、関係機関等との協議・調整のうえ、その位置を決定するものとする。

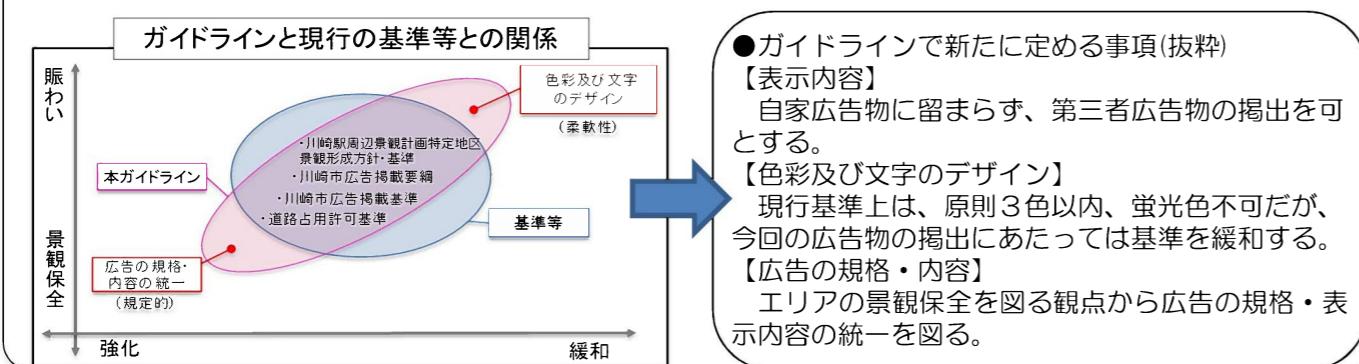


## 3 ガイドライン及び審査体制について

### (1) ガイドラインの目的及び位置付け

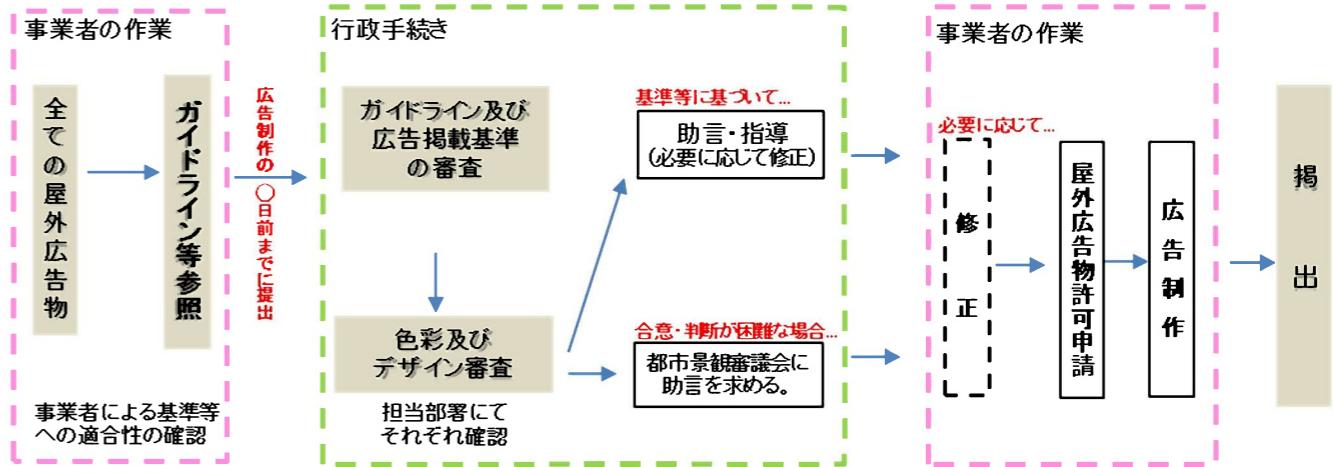
当該エリアは景観特定地区に含まれるなど、既にさまざまな基準等が規定されているエリアであることから、基本的には既存の基準等によるものとするが、多くの人が利用する公共空間であるという観点から、新たに必要となるルールを定める一方、駅周辺の更なる商業活性化やまちの賑わい創出を図る観点から、柔軟な対応を図ることも可能にすることで、既存の基準等を補完することとする。

なお、掲出するすべての広告物を審査対象とし、ガイドラインを策定する。



## (2) 審査体制

広告物の審査については、既存の法令や基準等に加え、ガイドラインをもとに、以下の流れにより審査を実施するものとする。



## 4 社会実験がもたらす効果や影響の検証

社会実験の実施にあたっては、「周辺の景観形成」、「歩行者等の安全・安心」、「事業性」の3つの観点から、その効果及び影響の検証を行うこととする。



## 5 本格実施に向けた取組

ガイドラインは、社会実験の実施段階では、ガイドライン(案)として作成し、これに基づき社会実験を実施し、その効果・影響等を検証したうえで、最終的にガイドラインとして策定し、本格実施に移行する。なお、本格実施時には、ガイドラインに基づき、事業者による自主審査体制を構築することを目指す。

## 6 スケジュール（予定）

	平成30年度				平成31年度												平成32年度							
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	I	II	III	IV			
社会実験 (広告事業)	設置位置の検討 関係機関等との協議 ★屋外審議会 ガイドライン(案)作成				公募期間				契約締結				広告塔設置に向けた準備および設置期間				社会実験実施				効果検証			